# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 半期報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 2024年2月8日提出 |
| 【計算期間】 | 第17期中(自 2023年5月9日至 2023年11月8日) |
| 【ファンド名】 | ＵＢＳ中国株式ファンド |
| 【発行者名】 | ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 三木　桂一 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区大手町一丁目２番１号　Ｏｔｅｍａｃｈｉ　Ｏｎｅ　タワー |
| 【事務連絡者氏名】 | 佐井　経堂 |
| 【連絡場所】 | 東京都千代田区大手町一丁目２番１号　Ｏｔｅｍａｃｈｉ　Ｏｎｅ　タワー |
| 【電話番号】 | 03-5293-3667 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

## １【ファンドの運用状況】

### 【ＵＢＳ中国株式ファンド】

以下の運用状況は2023年11月30日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### （１）【投資状況】

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|---|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 6,085,437,800 | 98.93 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | ― | 65,821,996 | 1.07 |
| 合計(純資産総額) | | 6,151,259,796 | 100.00 |

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

### （２）【運用実績】

#### ①【純資産の推移】

| 期別 | 純資産総額（百万円） | | 1口当たり純資産額（円） | |
|---|---|---|---|---|
| | 分配落ち | 分配付き | 分配落ち | 分配付き |
| 第7計算期間末　(2014年 5月 7日) | 18,647 | 18,647 | 0.8973 | 0.8973 |
| 第8計算期間末　(2015年 5月 7日) | 22,945 | 22,945 | 1.5748 | 1.5748 |
| 第9計算期間末　(2016年 5月 9日) | 10,733 | 11,702 | 1.1072 | 1.2072 |
| 第10計算期間末　(2017年 5月 8日) | 11,739 | 12,501 | 1.3864 | 1.4764 |
| 第11計算期間末　(2018年 5月 7日) | 13,784 | 14,514 | 1.8891 | 1.9891 |
| 第12計算期間末　(2019年 5月 7日) | 12,895 | 13,585 | 1.8680 | 1.9680 |
| 第13計算期間末　(2020年 5月 7日) | 10,877 | 11,469 | 1.8392 | 1.9392 |
| 第14計算期間末　(2021年 5月 7日) | 12,901 | 13,463 | 2.2951 | 2.3951 |
| 第15計算期間末　(2022年 5月 9日) | 8,231 | 8,728 | 1.6555 | 1.7555 |
| 第16計算期間末　(2023年 5月 8日) | 7,831 | 8,319 | 1.6060 | 1.7060 |
| 2022年11月末日 | 8,094 | ― | 1.6494 | ― |
| 12月末日 | 8,206 | ― | 1.6776 | ― |
| 2023年 1月末日 | 9,114 | ― | 1.8610 | ― |
| 2月末日 | 8,572 | ― | 1.7426 | ― |
| 3月末日 | 8,290 | ― | 1.6901 | ― |
| 4月末日 | 8,157 | ― | 1.6727 | ― |
| 5月末日 | 7,538 | ― | 1.5201 | ― |
| 6月末日 | 7,506 | ― | 1.5904 | ― |
| 7月末日 | 7,447 | ― | 1.6555 | ― |
| 8月末日 | 6,543 | ― | 1.5529 | ― |
| 9月末日 | 6,381 | ― | 1.5382 | ― |
| 10月末日 | 6,274 | ― | 1.5378 | ― |
| 11月末日 | 6,151 | ― | 1.5172 | ― |

#### ②【分配の推移】

| 期 | 期間 | 1口当たりの分配金（円） |
|---|---|---|

| | | |
|---|---|---|
| 第7期 | 2013年 5月 8日～2014年 5月 7日 | 0.0000 |
| 第8期 | 2014年 5月 8日～2015年 5月 7日 | 0.0000 |
| 第9期 | 2015年 5月 8日～2016年 5月 9日 | 0.1000 |
| 第10期 | 2016年 5月10日～2017年 5月 8日 | 0.0900 |
| 第11期 | 2017年 5月 9日～2018年 5月 7日 | 0.1000 |
| 第12期 | 2018年 5月 8日～2019年 5月 7日 | 0.1000 |
| 第13期 | 2019年 5月 8日～2020年 5月 7日 | 0.1000 |
| 第14期 | 2020年 5月 8日～2021年 5月 7日 | 0.1000 |
| 第15期 | 2021年 5月 8日～2022年 5月 9日 | 0.1000 |
| 第16期 | 2022年 5月10日～2023年 5月 8日 | 0.1000 |

③【収益率の推移】

| 期 | 期間 | 収益率（%） |
|---|---|---|
| 第7期 | 2013年 5月 8日～2014年 5月 7日 | △2.0 |
| 第8期 | 2014年 5月 8日～2015年 5月 7日 | 75.5 |
| 第9期 | 2015年 5月 8日～2016年 5月 9日 | △23.3 |
| 第10期 | 2016年 5月10日～2017年 5月 8日 | 33.3 |
| 第11期 | 2017年 5月 9日～2018年 5月 7日 | 43.5 |
| 第12期 | 2018年 5月 8日～2019年 5月 7日 | 4.2 |
| 第13期 | 2019年 5月 8日～2020年 5月 7日 | 3.8 |
| 第14期 | 2020年 5月 8日～2021年 5月 7日 | 30.2 |
| 第15期 | 2021年 5月 8日～2022年 5月 9日 | △23.5 |
| 第16期 | 2022年 5月10日～2023年 5月 8日 | 3.1 |
| 第17期（中間期） | 2023年 5月 9日～2023年11月 8日 | △1.5 |

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（参考）

ＵＢＳ中国株式マザーファンド

以下の運用状況は2023年11月30日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|
| 投資信託受益証券 | 日本 | 3,486,258,538 | 57.29 |
| 投資証券 | ルクセンブルク | 2,535,082,689 | 41.66 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | ― | 64,098,821 | 1.05 |
| 合計(純資産総額) | | 6,085,440,048 | 100.00 |

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

## ２【設定及び解約の実績】

### 【ＵＢＳ中国株式ファンド】

| 期 | 期間 | 設定口数 | 解約口数 |
|---|---|---|---|
| 第7期 | 2013年 5月 8日～2014年 5月 7日 | 22,983,704 | 8,374,503,998 |
| 第8期 | 2014年 5月 8日～2015年 5月 7日 | 278,463,802 | 6,489,962,073 |
| 第9期 | 2015年 5月 8日～2016年 5月 9日 | 74,208,459 | 4,950,461,247 |
| 第10期 | 2016年 5月10日～2017年 5月 8日 | 227,244,959 | 1,453,893,235 |
| 第11期 | 2017年 5月 9日～2018年 5月 7日 | 715,324,267 | 1,886,305,718 |
| 第12期 | 2018年 5月 8日～2019年 5月 7日 | 877,004,505 | 1,270,697,010 |
| 第13期 | 2019年 5月 8日～2020年 5月 7日 | 352,369,777 | 1,341,281,432 |
| 第14期 | 2020年 5月 8日～2021年 5月 7日 | 477,995,555 | 770,863,260 |
| 第15期 | 2021年 5月 8日～2022年 5月 9日 | 269,485,361 | 918,962,993 |
| 第16期 | 2022年 5月10日～2023年 5月 8日 | 307,923,937 | 403,323,374 |
| 第17期（中間期） | 2023年 5月 9日～2023年11月 8日 | 153,107,219 | 956,438,553 |

## ３【ファンドの経理状況】

(1)　当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
　なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)　当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2023年 5月 9日から2023年11月 8日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

## 【ＵＢＳ中国株式ファンド】

### （１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

| | 前計算期間末<br>2023年 5月 8日現在 | 当中間計算期間末<br>2023年11月 8日現在 |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 86,113,091 | 46,384,242 |
| 親投資信託受益証券 | 7,792,043,511 | 6,419,902,312 |
| 未収入金 | 520,000,000 | 50,000,000 |
| 流動資産合計 | 8,398,156,602 | 6,516,286,554 |
| 資産合計 | 8,398,156,602 | 6,516,286,554 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 487,642,862 | - |
| 未払解約金 | 1,341,975 | 5,371,005 |
| 未払受託者報酬 | 1,004,215 | 849,890 |
| 未払委託者報酬 | 75,316,060 | 63,741,601 |
| 未払利息 | 243 | 137 |
| その他未払費用 | 1,118,049 | 1,156,762 |
| 流動負債合計 | 566,423,404 | 71,119,395 |
| 負債合計 | 566,423,404 | 71,119,395 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 4,876,428,622 | 4,073,097,288 |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金又は中間欠損金（△） | 2,955,304,576 | 2,372,069,871 |
| （分配準備積立金） | 3,355,840,574 | 2,714,616,700 |
| 元本等合計 | 7,831,733,198 | 6,445,167,159 |
| 純資産合計 | 7,831,733,198 | 6,445,167,159 |
| 負債純資産合計 | 8,398,156,602 | 6,516,286,554 |

## （２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 前中間計算期間<br>自　2022年 5月10日<br>至　2022年11月 9日 | 当中間計算期間<br>自　2023年 5月 9日<br>至　2023年11月 8日 |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 有価証券売買等損益 | △469,566,081 | △59,141,199 |
| 営業収益合計 | △469,566,081 | △59,141,199 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 41,167 | 34,916 |
| 受託者報酬 | 1,041,953 | 849,890 |
| 委託者報酬 | 78,146,278 | 63,741,601 |
| その他費用 | 1,161,556 | 1,157,978 |
| 営業費用合計 | 80,390,954 | 65,784,385 |
| 営業利益又は営業損失（△） | △549,957,035 | △124,925,584 |
| 経常利益又は経常損失（△） | △549,957,035 | △124,925,584 |
| 中間純利益又は中間純損失（△） | △549,957,035 | △124,925,584 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△） | 13,401,194 | △30,756,867 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | 3,259,198,590 | 2,955,304,576 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 110,488,572 | 90,339,524 |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 110,488,572 | 90,339,524 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 131,082,156 | 579,405,512 |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 131,082,156 | 579,405,512 |
| 分配金 | - | - |
| 中間剰余金又は中間欠損金（△） | 2,675,246,777 | 2,372,069,871 |

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|---|---|
| １.有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券<br>移動平均法に基づき、時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |
| ２.その他中間財務諸表作成のための重要な事項 | (1)金融商品の時価に関する補足情報<br>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。<br>(2)剰余金又は欠損金<br>中間貸借対照表における剰余金又は欠損金について、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第3条の2に基づき、当中間計算期間末の中間剰余金又は中間欠損金の比較情報として、前計算期間末の剰余金又は欠損金を開示しております。 |

（中間貸借対照表に関する注記）

| 項目 | | 前計算期間末<br>2023年 5月 8日現在 | 当中間計算期間末<br>2023年11月 8日現在 |
|---|---|---|---|
| １． | 計算期間末日および中間計算期間末日における受益権の総数 | 4,876,428,622口 | 4,073,097,288口 |
| ２． | 計算期間末日および中間計算期間末日における1口当たり純資産額<br>(1万口当たり純資産額) | 1.6060円<br>(16,060円) | 1.5824円<br>(15,824円) |

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 前計算期間末<br>2023年 5月 8日現在 | 当中間計算期間末<br>2023年11月 8日現在 |
|---|---|---|
| 1.中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 | 金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 金融商品は原則として全て時価評価されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 | (1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品<br>有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。<br>(2)有価証券<br>売買目的有価証券<br>重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。<br>(3)デリバティブ取引<br>デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。 | (1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品<br>同左<br>(2)有価証券<br>売買目的有価証券<br>同左<br>(3)デリバティブ取引<br>同左 |

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

| 項目 | 前計算期間<br>自 2022年 5月10日<br>至 2023年 5月 8日 | 当中間計算期間<br>自 2023年 5月 9日<br>至 2023年11月 8日 |
|---|---|---|
| 元本の推移 | | |
| 期首元本額 | 4,971,828,059円 | 4,876,428,622円 |
| 期中追加設定元本額 | 307,923,937円 | 153,107,219円 |
| 期中一部解約元本額 | 403,323,374円 | 956,438,553円 |

（参考）

当ファンドは「ＵＢＳ中国株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。
なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「ＵＢＳ中国株式マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

## ＵＢＳ中国株式マザーファンド

### 貸借対照表

（単位：円）

| | 2023年 5月 8日現在 | 2023年11月 8日現在 |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | - | 90,402,000 |
| コール・ローン | 528,101,598 | 51,116,008 |
| 投資信託受益証券 | 4,522,196,043 | 3,698,756,495 |
| 投資証券 | 3,153,687,063 | 2,629,956,385 |
| 未収入金 | 108,112,000 | - |
| 流動資産合計 | 8,312,096,704 | 6,470,230,888 |
| 資産合計 | 8,312,096,704 | 6,470,230,888 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | 78,960 | 399,780 |
| 未払解約金 | 520,000,000 | 50,000,000 |
| 未払利息 | 1,490 | 151 |
| 流動負債合計 | 520,080,450 | 50,399,931 |
| 負債合計 | 520,080,450 | 50,399,931 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 2,061,060,020 | 1,708,738,738 |
| 剰余金 | | |
| 剰余金又は欠損金（△） | 5,730,956,234 | 4,711,092,219 |
| 元本等合計 | 7,792,016,254 | 6,419,830,957 |
| 純資産合計 | 7,792,016,254 | 6,419,830,957 |
| 負債純資産合計 | 8,312,096,704 | 6,470,230,888 |

### 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|---|---|
| 1.有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券、投資証券<br>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、投資信託受益証券および投資証券の基準価額に基づいて評価しております。 |
| 2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | 為替予約取引<br>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、原則として、わが国における開示対象ファンドの中間期末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 |
| 3.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 | 信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における開示対象ファンドの中間期末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 |
| 4.その他財務諸表作成のための基礎となる事項 | (1)外貨建取引等の処理基準<br>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。<br>(2)金融商品の時価に関する補足情報<br>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

（貸借対照表に関する注記）

| 項目 | | 2023年 5月 8日現在 | 2023年11月 8日現在 |
|---|---|---|---|
| 1. | 開示対象ファンドの期末日および中間期末日における受益権の総数 | 2,061,060,020口 | 1,708,738,738口 |
| 2. | 開示対象ファンドの期末日および中間期末日における1口当たり純資産額<br>(1万口当たり純資産額) | 3.7806円<br>(37,806円) | 3.7571円<br>(37,571円) |

（金融商品に関する注記）
金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 2023年 5月 8日現在 | 2023年11月 8日現在 |
|---|---|---|
| 1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 | 金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 同左 |
| 2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 | (1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品<br>有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。<br>(2)有価証券<br>売買目的有価証券<br>重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。<br>(3)デリバティブ取引<br>デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。 | (1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品<br>同左<br>(2)有価証券<br>売買目的有価証券<br>同左<br>(3)デリバティブ取引<br>同左 |
| 3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | デリバティブ取引に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 | 同左 |

（デリバティブ取引等に関する注記）
取引の時価等に関する事項
通貨関連

（2023年 5月 8日現在）

| 区分 | 種類 | 契約額等（円） | うち1年超（円） | 時価（円） | 評価損益（円） |
|---|---|---|---|---|---|
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引<br>売建<br>米ドル | 108,000,000 | － | 108,078,960 | △78,960 |
| 合計 | | 108,000,000 | － | 108,078,960 | △78,960 |

（2023年11月 8日現在）

| 区分 | 種類 | 契約額等（円） | うち1年超（円） | 時価（円） | 評価損益（円） |
|---|---|---|---|---|---|
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引<br>売建<br>米ドル | 89,988,000 | － | 90,387,780 | △399,780 |
| 合計 | | 89,988,000 | － | 90,387,780 | △399,780 |

(注1)時価の算定方法

為替予約の時価

1.開示対象ファンドの期末日および中間期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①開示対象ファンドの期末日および中間期末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

②開示対象ファンドの期末日および中間期末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

イ)開示対象ファンドの期末日および中間期末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後２つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ)開示対象ファンドの期末日および中間期末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

2.開示対象ファンドの期末日および中間期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、開示対象ファンドの期末日および中間期末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

3.上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

（その他の注記）

| 項目 | 自 2022年 5月10日<br>至 2023年 5月 8日 | 自 2023年 5月 9日<br>至 2023年11月 8日 |
|---|---|---|
| 1.元本の推移 | | |
| 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 | 2,263,399,628円 | 2,061,060,020円 |
| 期中追加設定元本額 | 47,479,918円 | 44,907,258円 |
| 期中一部解約元本額 | 249,819,526円 | 397,228,540円 |
| 2.開示対象ファンドの期末日および中間期末日における元本の内訳 | | |
| ＵＢＳ中国株式ファンド | 2,061,060,020円 | 1,708,738,738円 |
| 合計 | 2,061,060,020円 | 1,708,738,738円 |

## ４【委託会社等の概況】

### （１）【資本金の額】

2023年11月末現在の委託会社の資本金の額：　2,200,000,000円
委託会社が発行する株式総数：　86,400株
発行済株式総数：　21,600株
最近５年間における資本金の額の増減：　該当事項はありません。

### （２）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。
委託会社の運用する証券投資信託は2023年11月末現在、以下のとおりです。（ただし、親投資信託は除きます。）

| ファンドの種類 | 本数 | 純資産総額（百万円） |
|---|---|---|
| 単位型株式投資信託 | 44 | 49,189 |
| 追加型株式投資信託 | 74 | 435,793 |
| 合計 | 118 | 484,982 |

### （３）【その他】

（１）定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
（２）訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

## 5【委託会社等の経理状況】

1.　財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。また、記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また中間財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2.　監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2022年1月1日から2022年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（2023年1月 1日から2023年6月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

### （１）【貸借対照表】

| 期別 | | 前事業年度（2021年12月31日） | | 当事業年度（2022年12月31日） | |
|---|---|---|---|---|---|
| 科目 | 注記番号 | 内訳 | 金額（千円） | 内訳 | 金額（千円） |
| （資産の部） | | | | | |
| 流動資産 | | | | | |
| 現金・預金 | *1 | | 1,837,119 | | 2,704,703 |
| 未収入金 | *1 | | 87,369 | | 81,110 |
| 未収委託者報酬 | | | 916,695 | | 678,328 |
| 未収運用受託報酬 | *1 | | 1,025,834 | | 912,466 |
| その他未収収益 | *1 | | 735,209 | | 749,743 |
| 前払費用 | | | 11,475 | | 15,574 |
| 未収還付消費税 | | | 211,609 | | - |
| 未収還付法人税等 | | | 272,984 | | - |
| その他 | | | 3,577 | | 5,300 |
| 流動資産計 | | | 5,101,875 | | 5,147,228 |
| 固定資産 | | | | | |
| 投資その他の資産 | | | 437,495 | | 408,284 |
| 前払年金費用 | | 68,195 | | 55,333 | |
| 繰延税金資産 | | 349,300 | | 332,950 | |
| ゴルフ会員権 | | 20,000 | | 20,000 | |
| 固定資産計 | | | 437,495 | | 408,284 |
| 資産合計 | | | 5,539,371 | | 5,555,513 |

| 期別 | | 前事業年度（2021年12月31日） | | 当事業年度（2022年12月31日） | |
|---|---|---|---|---|---|
| 科目 | 注記番号 | 内訳 | 金額（千円） | 内訳 | 金額（千円） |
| （負債の部） | | | | | |
| 流動負債 | | | | | |
| 預り金 | | | 63,801 | | 63,740 |
| 未払費用 | *1 | | 1,510,312 | | 1,420,982 |
| 未払消費税 | | | - | | 53,036 |
| 未払法人税等 | | | 9,727 | | 173,897 |
| 賞与引当金 | | | 775,367 | | 714,825 |
| その他 | | | 7,176 | | 7,235 |
| 流動負債計 | | | 2,366,384 | | 2,433,716 |
| 固定負債 | | | | | |
| 退職給付引当金 | | | 2,312 | | 3,521 |
| 固定負債計 | | | 2,312 | | 3,521 |
| 負債合計 | | | 2,368,697 | | 2,437,237 |
| （純資産の部） | | | | | |
| 株主資本 | | | 3,170,673 | | 3,118,275 |
| 資本金 | | | 2,200,000 | | 2,200,000 |
| 利益剰余金 | | | 970,673 | | 918,275 |
| 利益準備金 | | 550,000 | | 550,000 | |
| その他利益剰余金 | | 420,673 | | 368,275 | |
| 繰越利益剰余金 | | 420,673 | | 368,275 | |
| 純資産合計 | | | 3,170,673 | | 3,118,275 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 負債・純資産合計 | | | 5,539,371 | | 5,555,513 |

（２）【損益計算書】

| 期別 | | 前事業年度<br>（自 2021年 1月 1日<br>至 2021年12月31日） | | 当事業年度<br>（自 2022年 1月 1日<br>至 2022年12月31日） | |
|---|---|---|---|---|---|
| 科目 | 注記番号 | 内訳 | 金額（千円） | 内訳 | 金額（千円） |
| 営業収益 | | | | | |
| 委託者報酬 | | | 6,326,317 | | 5,102,795 |
| 運用受託報酬 | *1*2 | | 2,458,945 | | 2,501,320 |
| その他営業収益 | *1*3 | | 2,286,865 | | 2,278,670 |
| 営業収益計 | | | 11,072,128 | | 9,882,785 |
| 営業費用 | | | | | |
| 支払手数料 | | | 2,910,158 | | 2,205,766 |
| 広告宣伝費 | | | 77,812 | | 94,702 |
| 調査費 | | | 3,584,699 | | 3,293,986 |
| 調査費 | | 110,470 | | 85,437 | |
| 委託調査費 | *1 | 3,474,229 | | 3,208,548 | |
| 委託計算費 | | | 230,341 | | 202,285 |
| 営業雑経費 | | | 75,098 | | 70,962 |
| 通信費 | | 2,210 | | 1,172 | |
| 印刷費 | | 46,523 | | 42,621 | |
| 協会費 | | 17,574 | | 13,372 | |
| その他 | *1 | 8,790 | | 13,796 | |
| 営業費用計 | | | 6,878,111 | | 5,867,703 |
| 一般管理費 | | | | | |
| 給料 | | | 2,555,000 | | 2,392,220 |
| 役員報酬 | | 220,107 | | 220,428 | |
| 給料・手当 | *1 | 1,636,647 | | 1,523,181 | |
| 賞与 | | 698,245 | | 648,610 | |
| 交際費 | | | 3,225 | | 5,306 |
| 旅費交通費 | | | 2,276 | | 22,406 |
| 租税公課 | | | 53,446 | | 56,697 |
| 不動産賃借料 | | | 297,352 | | 253,903 |
| 退職給付費用 | | | 156,985 | | 172,439 |
| 事務委託費 | *1 | | 349,151 | | 399,010 |
| 諸経費 | | | 55,111 | | 52,433 |
| 一般管理費計 | | | 3,472,547 | | 3,354,418 |
| 営業利益 | | | 721,469 | | 660,662 |
| 営業外収益 | | | | | |
| 受取利息 | | 5 | | 6 | |
| 雑収入 | | 66 | | 2,559 | |
| 営業外収益計 | | | 71 | | 2,566 |
| 営業外費用 | | | | | |
| 支払利息 | *1 | 0 | | 15 | |
| 為替差損 | | 27,798 | | 9,948 | |
| 雑損失 | | 1,044 | | 3,381 | |
| 営業外費用計 | | | 28,843 | | 13,346 |
| 経常利益 | | | 692,697 | | 649,882 |
| 税引前当期純利益 | | | 692,697 | | 649,882 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 231,633 | | 265,271 |
| 法人税等調整額 | | | 44,600 | | 16,349 |
| 当期純利益 | | | 416,463 | | 368,261 |

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2021年1月1日　至　2021年12月31日）　（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 利益剰余金 | | | 株主資本合計 | |
| | | 利益準備金 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 2,200,000 | 550,000 | 2,108,050 | 2,658,050 | 4,858,050 | 4,858,050 |
| 当期中の変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △2,103,840 | △2,103,840 | △2,103,840 | △2,103,840 |
| 当期純利益 | | | 416,463 | 416,463 | 416,463 | 416,463 |
| 当期中の変動額合計 | | | △1,687,376 | △1,687,376 | △1,687,376 | △1,687,376 |
| 当期末残高 | 2,200,000 | 550,000 | 420,673 | 970,673 | 3,170,673 | 3,170,673 |

当事業年度（自　2022年1月1日　至　2022年12月31日）　（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 利益剰余金 | | | 株主資本合計 | |
| | | 利益準備金 | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| | | | 繰越利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 2,200,000 | 550,000 | 420,673 | 970,673 | 3,170,673 | 3,170,673 |
| 当期中の変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △420,660 | △420,660 | △420,660 | △420,660 |
| 当期純利益 | | | 368,261 | 368,261 | 368,261 | 368,261 |
| 当期中の変動額合計 | | | △52,398 | △52,398 | △52,398 | △52,398 |
| 当期末残高 | 2,200,000 | 550,000 | 368,275 | 918,275 | 3,118,275 | 3,118,275 |

[注記事項]
（重要な会計方針）
1.　引当金の計上基準
(1) 賞与引当金
役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金
退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。
なお、年金資産の額が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超える場合には、前払年金費用として計上しております。
退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

| 前事業年度（2021年12月31日） | 当事業年度（2022年12月31日） |
|---|---|
| △1,196千円 | △988千円 |

①　退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
②　数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

2.　重要な収益及び費用の計上基準
(1) 委託者報酬
委託者報酬は、投信信託約款に基づき一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。
(2) 運用受託報酬
運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。
(3) 成功報酬
運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

（重要な会計上の見積り）
1.　繰延税金資産の回収可能性
(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

| | 当事業年度 |
|---|---|
| 繰延税金資産 | 332,950 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（会計方針の変更）
1.　収益認識に関する会計基準等の適用
「収益認識基準に関する会計基準」　（企業会計基準第29号　2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）　等を当会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当該会計方針の変更による影響はありません。

2.　時価の算定に関する会計基準等の適用
「時価の算定に関する会計基準」　（企業会計基準第30号　2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年7月4日）　第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準

等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。当該会計方針の変更による影響はありません。

（貸借対照表関係）

*1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

（単位：千円）

| | 前事業年度<br>（2021年12月31日） | 当事業年度<br>（2022年12月31日） |
|---|---|---|
| 現金・預金 | 955,290 | 1,715,919 |
| 未収入金 | 5,187 | 11,544 |
| 未収運用受託報酬 | 7 | 47 |
| その他未収収益 | 72,341 | 14,985 |
| 未払費用 | 60,208 | 66,311 |

（損益計算書関係）

*1 関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

（単位：千円）

| | 前事業年度<br>自　2021年 1月 1日<br>至　2021年12月31日 | 当事業年度<br>自　2022年 1月 1日<br>至　2022年12月31日 |
|---|---|---|
| 運用受託報酬 | 46 | 41 |
| 支払利息 | - | - |
| 営業雑経費 その他 | 81 | - |
| 人件費 | - | - |
| 事務委託費 | 448,826 | 690,699 |

*2 運用受託報酬には、次のものを含んでおります。

（単位：千円）

| | 前事業年度<br>自　2021年 1月 1日<br>至　2021年12月31日 | 当事業年度<br>自　2022年 1月 1日<br>至　2022年12月31日 |
|---|---|---|
| 投資助言報酬 | 43,020 | 72,151 |

*3 その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2021年1月1日　至　2021年12月31日）

1.　発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式（株） | 21,600 | - | - | 21,600 |

2.　配当に関する事項

（1）配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | １株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2021年6月28日<br>臨時株主総会 | 普通株式 | 2,103,840 | 97,400 | 2021年3月31日 | 2021年6月29日 |

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当ありません。

当事業年度（自　2022年1月1日　至　2022年12月31日）

1.　発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式（株） | 21,600 | - | - | 21,600 |

2.　配当に関する事項

（1）配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | １株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2022年6月27日<br>臨時株主総会 | 普通株式 | 420,660 | 19,475 | 2022年3月31日 | 2022年6月28日 |

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当ありません。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用・調達については短期的な預金・借入等に限定しております。

現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

その他未収収益は、取引相手先を信用力の高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないものと考えています。

2．金融商品の時価等に関する事項

（注）1．金融商品の時価の算定方法

2022年12月31日において、重要性の観点から開示する事項はございません。

なお、現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、その他未収収益、預り金、未払費用、未払消費税及び未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、注記を省略しております。

（注）2．金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2021年12月31日）　（単位：千円）

| | １年以内 | １年超 |
|---|---|---|
| 現金・預金 | 1,837,119 | - |
| 未収入金 | 87,369 | - |
| 未収委託者報酬 | 916,695 | - |
| 未収運用受託報酬 | 1,025,834 | - |
| その他未収収益 | 735,209 | - |
| 未収還付消費税 | 211,609 | - |
| 未収還付法人税等 | 272,984 | - |
| 合計 | 5,086,822 | - |

当事業年度（2022年12月31日）　（単位：千円）

| | １年以内 | １年超 |
|---|---|---|
| 現金・預金 | 2,704,703 | - |
| 未収入金 | 81,110 | - |
| 未収委託者報酬 | 678,328 | - |
| 未収運用受託報酬 | 912,466 | - |
| その他未収収益 | 749,743 | - |
| 合計 | 5,126,353 | - |

（退職給付関係）

前事業年度（自　2021年1月1日　至　2021年12月31日）

1．　採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社、UBS銀行東京支店及びUBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2．　確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

| | |
|---|---|
| 退職給付債務の期首残高 | 1,014,693 |
| 勤務費用 | 109,963 |
| 利息費用 | 2,905 |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | △1,418 |
| 退職給付の支払額 | △59,865 |
| 過去勤務費用の当期発生額 | - |
| 退職給付債務の期末残高 | 1,066,278 |

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

| | |
|---|---|
| 年金資産の期首残高 | 1,022,108 |
| 期待運用収益 | 5,538 |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | 25,836 |
| 事業主からの拠出額 | 138,543 |
| 退職給付の支払額 | △59,865 |
| 年金資産の期末残高 | 1,132,162 |

（3）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

（単位：千円）

| | |
|---|---|
| 積立型制度の退職給付債務 | 1,066,278 |
| 年金資産 | △1,132,162 |
| 小計 | △65,883 |

| | |
|---|---|
| 非積立型制度の退職給付債務 | - |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | △65,883 |
| | |
| 退職給付引当金 | 2,312 |
| 前払年金費用 | △68,195 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | △65,883 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

| | |
|---|---|
| 勤務費用 | 109,963 |
| 利息費用 | 2,905 |
| 期待運用収益 | △5,538 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | △27,253 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | - |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 80,075 |

(注)上記の他、特別退職金50,134千円を退職給付費用として処理しております。

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 債券 | 40% |
| 株式 | 21% |
| その他 | 38% |
| 合計 | 100% |

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率　0.307%

長期期待運用収益率　0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、26,775千円でありました。

当事業年度（自　2022年1月1日　至　2022年12月31日）

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社、UBS銀行東京支店及びUBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

| | |
|---|---|
| 退職給付債務の期首残高 | 1,066,278 |
| 勤務費用 | 107,366 |
| 利息費用 | 3,003 |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | △49,075 |
| 退職給付の支払額 | △105,700 |
| 過去勤務費用の当期発生額 | - |
| 退職給付債務の期末残高 | 1,021,872 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

| | |
|---|---|
| 年金資産の期首残高 | 1,132,162 |
| 期待運用収益 | 6,183 |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | △90,989 |
| 事業主からの拠出額 | 132,028 |
| 退職給付の支払額 | △105,700 |
| 年金資産の期末残高 | 1,073,684 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

（単位：千円）

| | |
|---|---|
| 積立型制度の退職給付債務 | 1,021,872 |
| 年金資産 | △1,073,684 |
| 小計 | △51,812 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | - |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | △51,812 |
| | |
| 退職給付引当金 | 3,521 |
| 前払年金費用 | △55,333 |

| | |
|---|---|
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | △51,812 |

（4）退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

| | |
|---|---|
| 勤務費用 | 107,366 |
| 利息費用 | 3,003 |
| 期待運用収益 | △6,183 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 41,912 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | - |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 146,098 |

（5）年金資産に関する事項

①　年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 債券 | 41% |
| 株式 | 21% |
| その他 | 38% |
| 合計 | 100% |

②　長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

（6）数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率　0.301%

長期期待運用収益率　0.58%

3．　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、26,341千円でありました。

（税効果会計関係）

1．　繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

| | 前事業年度<br>（2021年12月31日） | 当事業年度<br>（2022年12月31日） |
|---|---|---|
| 繰延税金資産 | | |
| 未払費用 | 17,100 | 25,670 |
| 減価償却超過額 | 58,100 | 71,600 |
| 資産除去債務 | - | 52,300 |
| 未払事業税 | △7,000 | 13,200 |
| 株式報酬費用 | 31,800 | 30,100 |
| 退職給付引当金 | 8,600 | 0 |
| 賞与引当金 | 237,500 | 188,681 |
| その他 | 44,200 | 3,399 |
| 繰延税金資産小計 | 393,900 | 384,950 |
| 評価性引当額 | △41,000 | △52,000 |
| 繰延税金資産合計 | 349,300 | 332,950 |

2．　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

| | 前事業年度<br>（2021年12月31日） | 当事業年度<br>（2022年12月31日） |
|---|---|---|
| 法定実効税率 | 30.62% | 30.62% |
| （調整） | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 4.15% | 10.53% |
| 過年度法人税等 | △0.52% | 0.00% |
| 評価性引当額の増減 | 5.92% | 1.69% |
| その他 | △0.29% | 0.49% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 39.88% | 43.33% |

（収益認識関係）

1．　収益を分解した情報

収益の構成は次のとおりであります。

（単位：千円）

| | 前事業年度<br>（2021年12月31日） | 当事業年度<br>（2022年12月31日） |
|---|---|---|
| 委託者報酬 | 6,326,317 | 5,102,795 |

| | | |
|---|---|---|
| 運用受託報酬 | 2,138,397 | 2,184,783 |
| 成功報酬（注） | 320,548 | 316,536 |
| その他営業収益 | 2,286,865 | 2,278,670 |
| 合計 | 11,072,128 | 9,882,785 |

（注） 成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2． 収益を理解するための基礎となる情報
「重要な会計方針」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）
1． セグメント情報
当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2． 関連情報
（1）製品及びサービスごとの情報
当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。
（2）地域に関する情報
営業収益

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

| 日本 | 米国 | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 2,398,375千円 | 1,367,519千円 | 979,916千円 | 4,745,811千円 |

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

| 日本 | 米国 | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 2,464,401千円 | 1,398,162千円 | 927,560千円 | 4,790,124千円 |

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。
委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客に関する情報

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

| 相手先 | 売上高 | 関連するセグメント名 |
|---|---|---|
| UBSグループ（*1） | 2,273,486千円 | 投資運用 |

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

| 相手先 | 売上高 | 関連するセグメント名 |
|---|---|---|
| UBSグループ（*1） | 2,288,845千円 | 投資運用 |

（注）運用受託報酬について、契約上の守秘義務を踏まえて、一部顧客に関する記載を省略しております。
委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（*1）UBSグループは、世界50ヵ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しております。

（関連当事者情報）
1． 関連当事者との取引
前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）
（1）親会社

| 属性 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社 | ユービーエス．エイ．ジー(銀行) | スイス・チューリッヒ | 3.8億スイスフラン | 銀行、証券業務 | (被所有)間接100% | 金銭の預入れ、資金調達、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費 | 金銭の預入れ<br>増加<br>減少<br>運用受託報酬<br>事務委託費<br>不動産関係費(受取) | <br>6,144,950<br>9,460,918<br>46<br>473,971<br>81 | 現金・預金<br>未収入金<br>未収運用受託報酬<br>未払費用 | 955,290<br>5,187<br>7<br>49,216 |
| 親会社 | UBS Asset Management AG | スイス・チューリッヒ | 43百万スイスフラン | 資産運用業 | (被所有)直接100% | 兼業業務資産運用業務及び、それに関する事務委託等 | 事務委託費(受取) | 25,144 | その他未収収益<br>未払費用 | 72,341<br>10,992 |

（注）1． ユービーエス．エイ．ジー(銀行)は、UBS Asset Management AGの親会社であり、当社の親会社の親会社であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等
1． 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2． 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

| 属性 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社の子会社等 | UBS Asset Management Switzerland AG | スイス・チューリッヒ | 50万スイスフラン | 資産運用業 | なし | 兼業業務<br>資産運用業務及び、それに関する事務委託等 | その他営業収益<br>委託調査費<br>事務委託費(受取) | 109,669<br>140,947<br>163,736 | その他未収収益<br>未収入金<br>未払費用 | 77,606<br>16,838<br>90,629 |
| | UBS証券株式会社 | 東京都千代田区大手町 | 321億円 | 証券業 | なし | 人件費の立替<br>人件費、社会保険料などの立替 | 事務委託費<br>不動産関係費<br>人件費（受取） | 454,327<br>296,383<br>86,446 | 未収入金<br>その他未収収益<br>未払費用 | 14,110<br>18,294<br>217,318 |
| | UBS Asset Management (Australia) Ltd | オーストラリア・シドニー | 40百万オーストラリアドル | 資産運用業 | なし | 兼業業務<br>資産運用業務及び、それに関する事務委託等 | その他営業収益<br>委託調査費<br>事務委託費(受取) | 45,653<br>186,617<br>27,735 | その他未収収益<br>未払費用 | 25,151<br>35,522 |
| | UBS Asset Management (Singapore) Ltd | シンガポール | 3.9百万シンガポールドル | 資産運用業 | なし | 兼業業務<br>資産運用業務及び、それに関する事務委託等 | その他営業収益<br>委託調査費<br>事務委託費 | 129,845<br>345,368<br>32,205 | 未収入金<br>その他未収収益<br>未払費用 | 2,018<br>37,789<br>68,130 |
| | UBS Asset Management (UK) Ltd | 英国・ロンドン | 125百万英国ポンド | 資産運用業 | なし | 兼業業務<br>資産運用業務及び、それに関する事務委託等 | その他営業収益<br>委託調査費<br>事務委託費(受取) | 461,466<br>1,734,464<br>205,113 | 未収入金<br>その他未収収益<br>未払費用 | 5,648<br>76,167<br>265,388 |
| | UBS Asset Management (Americas) Inc. | 米国・ウィルミントン | 50米国ドル | 資産運用業 | なし | 兼業業務<br>資産運用業務及び、それに関する事務委託等 | その他営業収益<br>委託調査費<br>事務委託費(受取) | 53,794<br>648,202<br>151,120 | 未収入金<br>その他未収収益<br>未払費用 | 7,101<br>40,951<br>136,410 |
| | UBS Hedge Fund Solutions LLC | 米国・ウィルミントン | 10万米国ドル | 資産運用業 | なし | 兼業業務 | その他営業収益<br>委託調査費<br>事務委託費(受取) | 409,469<br>5,867<br>140,792 | 未収入金<br>その他未収収益<br>未払費用 | 640<br>95,468<br>4,844 |
| | UBS Japan Advisors Inc. | 東京都千代田区大手町 | 3億55百万円 | 投資助言業 | なし | 人件費の立替<br>役員の兼任 | 人件費（受取）<br>不動産関係費(受取) | 207,936<br>32 | 未収入金 | 1,816 |
| | UBS O'Connor LLC | 米国・ドーバー | 1百万米国ドル | 資産運用業 | なし | 資産運用業務及び兼業業務 | その他営業収益<br>事務委託費<br>委託調査費 | 835,133<br>82,238<br>3,192 | 未収入金<br>その他未収収益<br>未払費用 | 1,007<br>140,225<br>16,708 |
| | UBS Asset Management (HongKong) Limited | 香港 | 253百万香港ドル | 資産運用業 | なし | 兼業業務<br>資産運用業務及び、それに関する事務委託等 | その他営業収益<br>委託調査費<br>事務委託費(受取) | 102,545<br>379,475<br>30,803 | 未収入金<br>その他未収収益<br>未払費用 | 1,589<br>81,352<br>73,089 |

取引条件及び取引条件の決定方針等
1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
2. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
3. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
4. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度（自　2022年1月1日　至　2022年12月31日）
(1) 親会社

| 属性 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社 | ユービーエス．エイ．ジー(銀行) | スイス・チューリッヒ | 3.8億スイスフラン | 銀行、証券業務 | (被所有)間接100% | 金銭の預入れ、資金調達、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費 | 金銭の預入れ<br>増加<br>減少<br>運用受託報酬<br>事務委託費 | <br>5,082,362<br>4,321,733<br>41<br>543,156 | 現金・預金<br>未収入金<br>未収運用受託報酬<br>未払費用 | 1,715,919<br>11,544<br>13,337<br>61,002 |
| 親会社 | UBS Asset Management AG | スイス・チューリッヒ | 43百万スイスフラン | 資産運用業 | (被所有)直接100% | 兼業業務<br>資産運用業務及び、それに関する事務委託等 | 事務委託費(受取) | 147,543 | その他未収収益<br>未払費用 | 1,647<br>5,308 |

(注) 1. ユービーエス．エイ．ジー(銀行)は、UBS Asset Management AGの親会社であり、当社の親会社の親会社であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等
1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりま

す。

（2）兄弟会社等

| 属性 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社の子会社等 | UBS Asset Management Switzerland AG | スイス・チューリッヒ | 50万スイスフラン | 資産運用業 | なし | 兼業業務<br>資産運用業務及び、それに関する事務委託等 | その他営業収益<br>委託調査費<br>事務委託費(受取) | 100,380<br>121,637<br>184,167 | その他未収収益<br>未収入金<br>未払費用 | 98,620<br>17,142<br>62,955 |
| | UBS証券株式会社 | 東京都千代田区大手町 | 321億円 | 証券業 | なし | 人件費の立替<br>人件費、社会保険料などの立替 | その他営業収益<br>事務委託費<br>不動産関係費<br>人件費（受取） | 1,203<br>292,155<br>253,813<br>55,991 | 未収入金<br>その他未収収益<br>未払費用 | 15,756<br>439<br>172,389 |
| | UBS Asset Management (Australia) Ltd | オーストラリア・シドニー | 40百万オーストラリアドル | 資産運用業 | なし | 兼業業務<br>資産運用業務及び、それに関する事務委託等 | その他営業収益<br>委託調査費<br>事務委託費(受取) | 43,348<br>158,841<br>22,323 | その他未収収益<br>未払費用 | 13,714<br>80,688 |
| | UBS Asset Management (Singapore) Ltd | シンガポール | 3.9百万シンガポールドル | 資産運用業 | なし | 兼業業務<br>資産運用業務及び、それに関する事務委託等 | その他営業収益<br>委託調査費<br>事務委託費(受取) | 111,217<br>405,135<br>38,286 | 未収入金<br>その他未収収益<br>未払費用 | 1,064<br>36,944<br>65,099 |
| | UBS Asset Management (UK) Ltd | 英国・ロンドン | 125百万英国ポンド | 資産運用業 | なし | 兼業業務<br>資産運用業務及び、それに関する事務委託等 | その他営業収益<br>委託調査費<br>事務委託費(受取) | 365,326<br>1,541,921<br>183,483 | 未収入金<br>その他未収収益<br>未払費用 | 5,355<br>95,641<br>205,204 |
| | UBS Asset Management (Americas) Inc. | 米国・ウィルミントン | 50米国ドル | 資産運用業 | なし | 兼業業務<br>資産運用業務及び、それに関する事務委託等 | その他営業収益<br>委託調査費<br>事務委託費(受取) | 58,365<br>683,799<br>144,935 | 未収入金<br>その他未収収益<br>未払費用 | 7,212<br>112,545<br>199,668 |
| | UBS Hedge Fund Solutions LLC | 米国・ウィルミントン | 10万米国ドル | 資産運用業 | なし | 兼業業務 | その他営業収益<br>委託調査費<br>事務委託費(受取) | 378,535<br>6,213<br>89,227 | 未収入金<br>その他未収収益<br>未払費用 | 660<br>71,605<br>5,967 |
| | UBS O'Connor LLC | 米国・ドーバー | １百万米国ドル | 資産運用業 | なし | 資産運用業務及び兼業業務 | その他営業収益<br>事務委託費<br>委託調査費 | 885,266<br>5,057<br>8,572 | 未収入金<br>その他未収収益<br>未払費用 | 764<br>143,282<br>3,823 |
| | UBS Asset Management (HongKong) Limited | 香港 | 153百万香港ドル | 資産運用業 | なし | 兼業業務<br>資産運用業務及び、それに関する事務委託等 | その他営業収益<br>委託調査費<br>事務委託費(受取) | 79,131<br>236,874<br>68,993 | 未収入金<br>その他未収収益<br>未払費用 | 602<br>42,212<br>95,577 |

取引条件及び取引条件の決定方針等
1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
2. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
3. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
4. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記
親会社情報
直接親会社 UBS Asset management AG (非上場)
親会社の親会社 ユービーエス．エイ．ジー(銀行) （非上場）
最終的な親会社 UBS Group AG ― Zurich (NYSE / SIX 上場)

（1株当たり情報）

| | 前事業年度<br>（自　2021年 1月 1日<br>至　2021年12月31日） | 当事業年度<br>（自　2022年 1月 1日<br>至　2022年12月31日） |
|---|---|---|
| 1株当たり純資産額 | 146,790円45銭 | 144,364円60銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 19,280円72銭 | 17,049円15銭 |

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度<br>（自　2021年 1月 1日<br>至　2021年12月31日） | 当事業年度<br>（自　2022年 1月 1日<br>至　2022年12月31日） |
|---|---|---|
| 当期純利益（千円） | 416,463 | 368,261 |
| 普通株主に帰属しない金額（千円） | ― | ― |
| 普通株式に係る当期純利益（千円） | 416,463 | 368,261 |
| 普通株式の期中平均株式数（株） | 21,600 | 21,600 |

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

## 中 間 財 務 諸 表

### （1）中 間 貸 借 対 照 表

| 期別 | | 当中間会計期間末<br>（2023年6月30日） | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 注記番号 | 内訳 | 金額<br>（千円） |
| （資産の部） | | | |
| 流動資産 | | | |
| 現金・預金 | | | 2,591,589 |
| 未収入金 | | | 66,055 |
| 未収委託者報酬 | | | 617,221 |
| 未収運用受託報酬 | | | 528,856 |
| その他未収収益 | | | 628,443 |
| その他 | | | 5,263 |
| 流動資産計 | | | 4,437,430 |
| 固定資産 | | | |
| 投資その他の資産 | | | 301,853 |
| 前払年金費用 | | 72,053 | |
| 繰延税金資産 | | 209,800 | |
| ゴルフ会員権 | | 20,000 | |
| 固定資産計 | | | 301,853 |
| 資産合計 | | | 4,739,283 |

| 期別 | | 当中間会計期間末<br>（2023年6月30日） | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 注記番号 | 内訳 | 金額<br>（千円） |
| （負債の部） | | | |
| 流動負債 | | | |
| 預り金 | | | 46,282 |
| 未払費用 | | | 1,378,587 |
| 未払消費税 | | | 52,709 |
| 未払法人税等 | | | 22,459 |
| 賞与引当金 | | | 235,741 |
| その他 | | | 5,888 |
| 流動負債計 | | | 1,741,669 |
| 固定負債 | | | |
| 退職給付引当金 | | | 4,923 |
| 固定負債計 | | | 4,923 |
| 負債合計 | | | 1,746,593 |
| （純資産の部） | | | |
| 株主資本 | | | 2,992,690 |
| 資本金 | | | 2,200,000 |
| 利益剰余金 | | | 792,690 |
| 利益準備金 | | 550,000 | |
| その他利益剰余金 | | 242,690 | |
| 繰越利益剰余金 | | 242,690 | |
| 純資産合計 | | | 2,992,690 |
| 負債・純資産合計 | | | 4,739,283 |

### （2）中 間 損 益 計 算 書

| 期別 | | 当中間会計期間<br>自 2023年1月 1日<br>至 2023年6月30日 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 注記番号 | 内訳 | 金額<br>（千円） |
| 営業収益 | | | |
| 委託者報酬 | | | 2,261,126 |
| 運用受託報酬 | | | 1,184,417 |
| その他営業収益 | | | 1,053,260 |
| 営業収益計 | | | 4,498,804 |
| 営業費用 | | | |
| 支払手数料 | | | 949,554 |
| 広告宣伝費 | | | 12,379 |
| 調査費 | | | 1,547,562 |
| 調査費 | | 60,462 | |
| 委託調査費 | | 1,487,100 | |
| 委託計算費 | | | 101,926 |
| 営業雑経費 | | | 39,682 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 通信費 | | 281 | |
| 印刷費 | | 27,368 | |
| 協会費 | | 5,310 | |
| その他 | | 6,722 | |
| 営業費用計 | | | 2,651,104 |
| 一般管理費 | | | |
| 給料 | | | 1,090,581 |
| 役員報酬 | | 99,961 | |
| 給料・手当 | | 777,232 | |
| 賞与 | | 213,388 | |
| 交際費 | | | 3,019 |
| 旅費交通費 | | | 14,104 |
| 租税公課 | | | 22,196 |
| 不動産賃借料 | | | 132,332 |
| 退職給付費用 | | | 101,407 |
| 事務委託費 | | | 102,924 |
| 諸経費 | | | 27,181 |
| 一般管理費計 | | | 1,493,748 |
| 営業利益 | | | 353,952 |
| 営業外収益 | | | |
| 受取利息 | | 5 | |
| 為替差益 | | 12,038 | |
| 営業外収益計 | | | 12,044 |
| 経常利益 | | | 365,996 |
| 税引前中間純利益 | | | 365,996 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 172 |
| 法人税等調整額 | | | 123,150 |
| 中間純利益 | | | 242,673 |

（３）中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自　2023年1月1日　至　2023年6月30日）　（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 利益剰余金 | | | 株主資本合計 | |
| | | 利益準備金 | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| | | | 繰越利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 2,200,000 | 550,000 | 368,275 | 918,275 | 3,118,275 | 3,118,275 |
| 当中間期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △ 368,258 | △ 368,258 | △ 368,258 | △ 368,258 |
| 中間純利益 | | | 242,673 | 242,673 | 242,673 | 242,673 |
| 当中間期変動額合計 | | | △ 125,584 | △ 125,584 | △ 125,584 | △ 125,584 |
| 当中間期末残高 | 2,200,000 | 550,000 | 242,690 | 792,690 | 2,992,690 | 2,992,690 |

[ 注 記 事 項 ]
（重要な会計方針）
1．　引当金の計上基準
(1) 賞与引当金
役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。
(2) 退職給付引当金
役員及び従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法
数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に全額損益処理しております。
2．　重要な収益及び費用の計上基準
(1) 委託者報酬
委託者報酬は、投資信託約款に基づき一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。
(2) 運用受託報酬
運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。
(3) 成功報酬
運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

（中間株主資本等変動計算書関係）

第29期 中間会計期間
自　2023年 1月 1日
至　2023年 6月30日

1.　発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当会計期間期首 | 増加 | 減少 | 当中間会計期間末 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式（株） | 21,600 | － | － | 21,600 |

2.　配当に関する事項
配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2023年3月29日臨時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 368,258 | 17,049 | 2022年12月31日 | 2023年3月30日 |

（金融商品関係）

1.　金融商品の時価等に関する事項

2023年6月30日において、重要性の観点から開示する事項はございません。
なお、現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、その他未収収益、預り金、未払費用、未払消費税及び未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（収益認識関係）

第29期 中間会計期間

自　2023年 1月 1日
至　2023年 6月30日

1.収益を分解した情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

| | |
|---|---|
| 委託者報酬 | 2,261,126千円 |
| 運用受託報酬 | 984,458千円 |
| 成功報酬（注) | 199,958千円 |
| その他営業収益 | 1,053,260千円 |
| 合計 | 4,498,804千円 |

（注）　成功報酬は、中間損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2.収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 2.重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

（セグメント情報）

第29期 中間会計期間
自　2023年 1月 1日
至　2023年 6月30日

1.　セグメント情報
当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.　関連情報
(1) 製品及びサービスごとの情報
当社の製品・サービス区分は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報
営業収益

| 日本 | 米国 | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 1,163,223千円 | 625,970千円 | 448,484千円 | 2,237,678千円 |

（注）営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。
委託者報酬2,261,126千円については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

| 相手先 | 営業収益 | 関連するセグメント名 |
|---|---|---|
| UBSグループ（*1） | 1,053,276千円 | 投資運用 |

（注）委託者報酬2,261,126千円については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。
(*1) UBSグループは、世界50ヵ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しております。

（1株当たり情報）

| 第29期 中間会計期間<br>自　2023年 1月 1日<br>至　2023年 6月30日 | |
|---|---|
| 1株当たり純資産額 | 138,550円48銭 |
| 1株当たり中間純利益金額 | 11,234円88銭 |

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

１株当たり中間純利益の算定上の基礎

| | |
|---|---|
| 中間損益計算書上の中間純利益 | 242,673千円 |
| 普通株式に係る中間純利益 | 242,673千円 |
| 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 | 該当事項はありません |
| 普通株式の期中平均株式数 | 21,600株 |

# 独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

２０２３年3月１７日

ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　高　木　竜　二

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　川　井　恵一郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＵＢＳアセット・マネジメント株式会社の２０２２年1月１日から２０２２年１２月３１日までの第２８期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社の２０２２年１２月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継

続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

---

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2.ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

# 独　立　監　査　人　の　中　間　監　査　報　告　書

２０２３年9月１３日

ＵＢＳアセット･マネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　高　木　竜　二

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　川　井　恵一郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＵＢＳアセット・マネジメント株式会社の２０２３年１月１日から２０２３年１２月３１日までの第２９期事業年度の中間会計期間（２０２３年１月１日から２０２３年６月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社の２０２３年６月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（２０２３年１月１日から２０２３年６月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に

対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)1.上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2.ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれていません。

# 独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2024年1月24日

ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　稲葉　宏和

中間監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＵＢＳ中国株式ファンドの2023年5月9日から2023年11月8日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ＵＢＳ中国株式ファンドの2023年11月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年5月9日から2023年11月8日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事

項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

---

(注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。